

第2章 災害予防計画

災害予防計画は、災害関係の事務又は業務の整備を行い、災害を未然に防止し、またその被害を最小限度に防止することを目的としている。

第1節 風害予防に関する計画

風害を予防するために必要な事業又は対策に関する計画とする。

1 農林産物の風害予防対策

次の事項の管理強化について周知指導を行う。

(1) 農産物関係

農業用施設等の管理指導を行う。

(2) 林業関係

日常的に保育業務の推進を図る。

2 街路樹、公園樹木の風害予防対策

(1) 夏期剪定の実施

台風期前に風害を受けやすい街路樹の剪定を実施し、風害を最小限に止めるよう努める。

(2) 危険木の枝きりの実施

人命に対する危害予防と家屋の損壊を未然に防止するよう努める。

3 一般建築構造物等に対する風害予防対策

構造物の補強の実施

強風により飛散が予想される構造物等に対して広報等の手段を通じて予防措置を周知する。

4 竜巻に関する予防対策

竜巻における人的被害、家屋被害などの発生状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 啓発

竜巻は、寒冷前線、低気圧や台風の接近時に暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定になったときに、発達した積乱雲の下で発生しやすい状況になる。しかし、日本の国土は多くが山地であるため、海岸線沿いに竜巻の発生が多くなっている。積乱雲が必ずしも竜巻を引き起こすわけでもなく、台風のようにその発生や進路を予測することは困難である。

そのため、竜巻注意情報など竜巻に関する情報を可能な限り早期に入手するとともに、竜巻の発生を確認した場合には、近くの堅牢な建物に移動するなどの安全確保が必要である。

(2) 安全な場所の周知

より低い階（2階より1階）に移動するとともに、窓から離れた家の中心部など、安

全性の高い場所へ避難するよう周知を図る。

(3) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなど強度が不足する建築物より可能な限り堅牢な建築物へ避難するよう誘導を図る。

(4) 海上における竜巻

海上において竜巻の発生を確認したときや、気象情報から竜巻の情報を入手したときは、船舶はこれを避けるなど、安全な航行に努める。

参考

① 台風の発生…台風は、日差しが強く海水温の高い熱帯の海上で発生する。海面水温が高い熱帯の海上では、水蒸気を多く含んだ上昇気流が発生しやすく、この水蒸気が凝結し水や氷に変わって雲が発生する。また、水蒸気が凝結するときには「潜熱」を放出し、まわりの空気をさらに暖め上昇気流は勢いを増し積乱雲に発達する。このようにして次々と発生した積乱雲が多数まとまって渦を形成するようになり、中心付近の気圧が周辺より低くなる。周りの海上から水蒸気を含んだ空気が流れ込み、さらに発達して熱帯低気圧となり、低気圧域内の風速がおよそ 17 m/s を超えると台風となる。台風は暖かい海面から供給される水蒸気をエネルギー源として発達し、中心気圧は更に下がり、中心付近の風速も急激に強くなる。

台風は過去30年間（1991年～2020年）の年平均では25.1個発生し、そのうち平均3.8個が九州北部地方に接近し、1.1個が九州に上陸している。

② 台風の大きさの階級

平均風速 15 m/s 以上の強風域の半径	階 級
500 km 以上～ 800 km 未満	大 型（大きい）
800 km 以上	超大型（非常に大きい）

③ 台風の強さの階級

最 大 風 速	階 級
33 m/s (64ノット) 以上 44 m/s (85ノット) 未満	強 い
44 m/s (85ノット) 以上 54 m/s (105ノット) 未満	非常に強い
54 m/s (105ノット) 以上	猛烈な

④ 風と被害

風速とは、10分間の平均風速であり、瞬間風速は平均風速の1.5～3.0倍程度まで観測される。

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	~50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が倒れ始める。 電線が倒れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	種(どい)が壊れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	~70km	高速道路 の自動車	風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始め。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根蓋材がはがれるものがある。 戸やシャッターが壊れる。	30
非常に強い風	20以上 25未満	~90km	高速道路 の自動車	何かにつかまつていないと立っていられない。 飛来物によつて負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張つていなさい木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根蓋材が飛散するものが固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	40
猛烈な風	25以上 30未満	~110km	特急電車				固定の不十分な金属屋根の蓋材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
	30以上 35未満	~125km					外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	60
	35以上 40未満	~140km					住家で倒壊するものがある。	
	40以上	140km～					鉄骨構造物で変形するものがある。	

(注1) 強風によって災害があるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起くるおそれがあるときは暴風警報を、さらには暴風警報は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。なお、警報や注意報の基準は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周囲の建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある割合所の値と大きく異なることがあります。

2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が割測された際に、通常発生する現象や被害を記述して

いますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にどまる場合もあります。

3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することができます。

第2節 水害予防に関する計画

水害を予防するために必要な事業又は施設の整備に関する計画とする。

1 災害の防止林の育成等に関する治山事業

山林の土砂崩壊、土砂流出の防備等災害防止と水源かん養、水資源確保のための治山事業については、国ならびに県に対して事業促進を強力に要請するものとする。

また、水源かん養、防災及び環境保全など多様な公益的機能を高めるため、従来の広葉樹植栽事業に加え、民有針葉林の整備推進を図る。

2 河川、排水路等の改修に関する治水事業

近年、内水排除のための揚水ポンプの設置や水路整備、河川の整備事業などの進捗により、排水能力は飛躍的に向上しているものの、地形自然環境的に充分なものとは言い難い現状である。このため、抜本的対策として、本明川ダムの早期完成が待たれていることから、国、県等に対し早期の事業完成を要請する。

(1) 河川、水路等の改修の推進

河川、水路の改修、浸水地帯の内水排除の推進を関係機関と共に積極的に推し進める。

(2) 排水路等の整備

河川、水路等については、整備改善を図ると共に、関係団体とも被害の誘因となるものの除去に努める。

(3) 危険箇所等の把握

市内で特に浸水の可能性が高い地域や急傾斜地帯を詳細に把握し、最適な体制が取れるよう努める。

3 水防資材倉庫施設の整備、維持管理

(1) 水防資材等の装備

毎年度過去の実績を参考とし、一定の備蓄計画をたて、資材の調達及び維持保管を行う。

(2) 水防資材等の整備

① 水防倉庫の管理

各水防倉庫は、危機管理課長が常に責任をもって管理するものとする。

② 水防倉庫の設置

水防倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するもので、水防活動に便利な所を選び必要に応じ設置する。

③ 資材、器具の整備

ア 水防倉庫には常に一定の備蓄資材及び器具を保管しなくてはならない。

イ 管理責任者は、毎年1回、各水防倉庫の備蓄資材器具を点検整備するとともに、災害

時に対応できるように在庫数量を常に把握するものとする。

ウ 管理者は、前項の整備に基づいて資材器具の補充調達を行うため、あらかじめ調達方法を講じておくものとする。

4 道路及び橋梁の維持補修

災害時における道路及び橋梁は、水防、避難、応急救助活動等の動脈として重要な役割をもつ防災施設である。したがって、平素から水害に備え道路、橋梁等の改善を図り、災害を未然に防止し、また被害の誘因となるものを排除する等、常に維持補修に努めるものとする。

(1) 災害発生前の緊急予防策

- ① 道路の浸水、路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起こる可能性があるときは通行人や車両を守るため、通行規制や通行注意喚起を行う為の看板を設置する。
- ② 道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに、臨機に必要な予防措置を行う。
- ③ 流水を阻害して付近に洪水を及ぼすおそれのある橋等を保全するため橋脚の塵芥排除を行う。

5 ため池の整備、維持補修

(1) ため池

ため池の存廃については、関係機関と協議することはもちろん、水害時における効用、影響等を検討し決定するものとする。

また、最近関係耕地の減少に伴い、平素の維持、管理等が不良となる傾向にあるため池については次の事項を行うよう周知指導する。

- ① 用水に支障のない程度で貯水を減水する。
- ② ため池に流入するおそれのある物件の整理

毎年1回以上関係機関による防災パトロールを実施し、危険箇所の点検を行う。

6 気象、水位、雨量等の観測

災害発生を事前に予測し適切な対策を講ずるためには、気象、河川等水位、雨量等の観測データの入手は不可欠であるため、あらゆる方法を検討し整備を図るものとする。

(1) 予報・警報・通知及び周知

ア 気象庁の機関が行う予報及び警報

気象の観測によって発せられる予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）の定めるところにより、気象庁がこれを行い報道機関の協力を得て、公衆に周知させると共に関係機関にも連絡することになっている。

本市の場合は、長崎地方気象台を拠点として、これらの措置がとられ、県及びNTTからそれぞれ配信されている。

イ 国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う予報及び警報

気象業務法及び水防法（昭和24年法律第193号）の規定により、平成12年3月31日付官報告示において、本明川が洪水予報指定河川となったことにより、平成12年4月1日から、梅雨期、台風期等の大雨により本明川の河川水位が上昇し、氾濫等の重大災害の発生が予想されるとき、国土交通省（長崎河川国道事務所）と気象庁（長崎地方気象台）が共同で「洪水予報」の発表が行われる。

この情報の通報先として、県、関係市町、自衛隊、警察、消防、報道機関、ライフライン関係者となっている。

ウ 国土交通省の機関が行う情報（別紙情報伝達系統図参照）

◆本明川洪水予報の種類等と発表基準および基準観測所

国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川名	観測所名		位置 (世界測地系)	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画高水位 (堤防設定水位である計画高水位を使用) m	氾濫する可能性のある水位 m
本明川	裏山	うらやま	北緯 32° 51' 08" 東経 130° 02' 42"	諫早市 天満町	1.70	2.70	3.00	3.70	4.80	5.31

洪水予報の種類等と発表基準

種類	標題	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報 (氾濫水の予報)」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ・3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）

「洪水注意報(発表) 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

(2) 各種情報の収集

ア 関係団体による情報

河川情報センターからの雨量、河川水位等情報の受信。

イ 気象協会及び民間会社による情報

インターネットを活用し情報収集を行うものとする。

ウ 市独自の観測による情報

コンパクトな気象観測装置を設置し、観測を行うものとする。

主要河川に設置する監視カメラによる河川状況の把握を行うものとする。

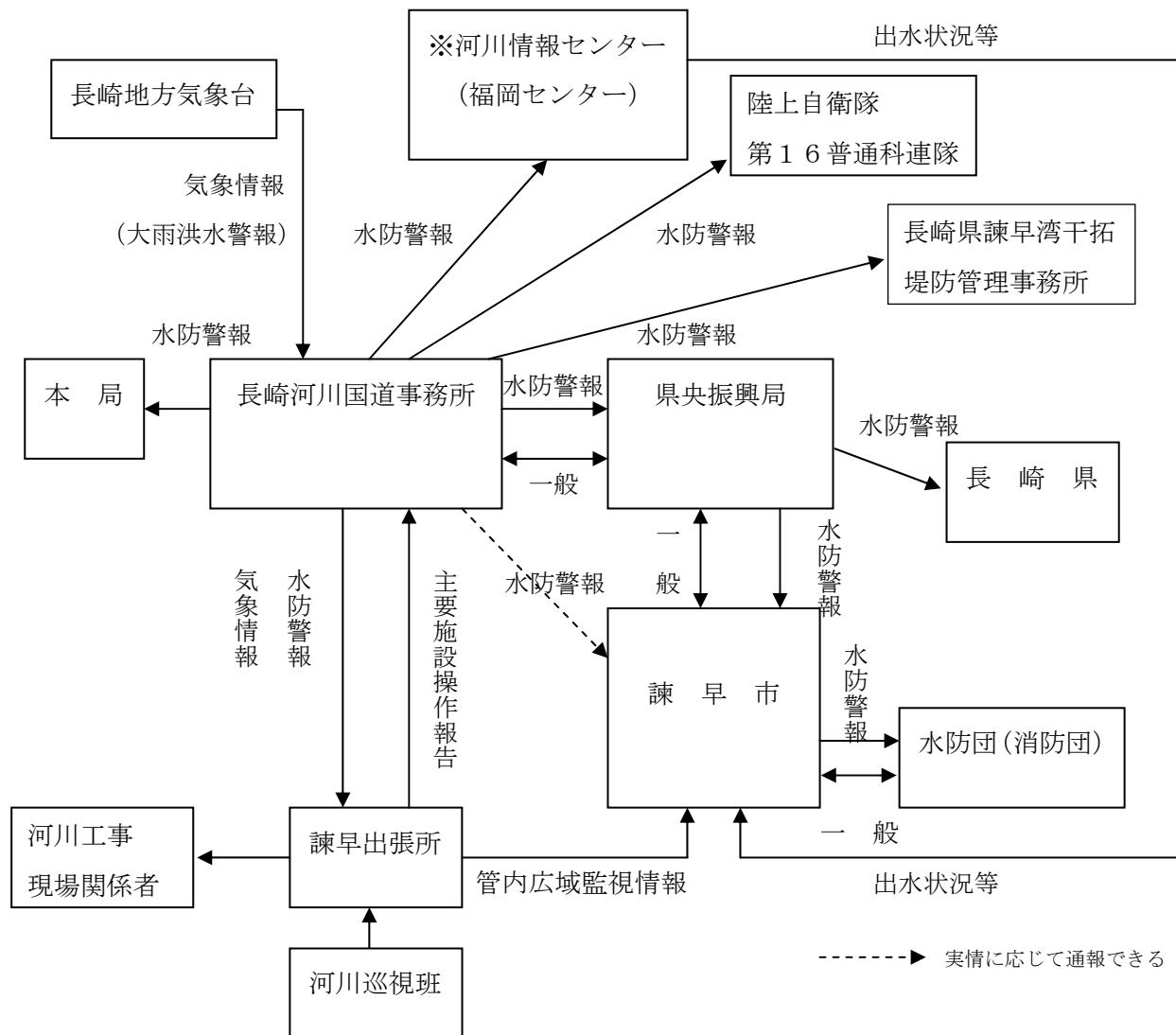
参考 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗って いて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと 降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話 し声が良く 聞き取れな い	地面一面に 水たまりが できる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを 速くしても 見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひ っくり返し たように降 る	傘をさして いてもぬれ る	寝ている人 の半数くら いが雨に気 がつく	道路が川の ようになる	高速走行時、 車輪と路面 の間に水膜 が生じブレ ーキが効か なくなる(ハ イドロブレ ーニング現 象)
50以上～ 80未満	非常に 激しい雨	滝のよう に降る(ゴーゴ ーと降り続 く)	傘は全く役 に立たなく なる		水しぶきで あたり一面 が白っぽく なり、視界が 悪くなる	車の運転は 危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくな るような圧 迫感がある。 恐怖を感ず る				

(注 1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

【出水時の情報伝達系統図（国土交通省）】



第3節 土砂災害の防止に関する計画

この計画は、土砂災害から生命及び身体に対する安全を確保するため、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その区域の中での警戒避難措置などのソフト対策を講じるための計画とする。

1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

- (1) 県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第7条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備する必要がある区域を、土砂災害警戒区域として指定することができる。
- (2) 土砂災害警戒区域の指定があったときは、第8条の規定に基づき当該区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な避難警戒体制を定め、住民への周知に努めるものとする。

2 土砂災害特別警戒区域における措置

- (1) 県知事は、土砂災害防止法第9条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、崩壊、流出した土砂が建築物を直撃する可能性が高い区域を、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。
- (2) 土砂災害特別警戒区域においては、新たな宅地の造成行為や建築行為については必要な規制があり、また、従前から存在する建築物で、住民等の生命に著しい危険が生じると認められるものについては、県知事は移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを所有者等に勧告することができるようになっている。したがって、勧告があった場合においては、当該所有者等に対し、県と協力して移転等の措置を要請するものとする。

3 ハザードマップの作成等

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の指定または変更が行われた区域については、順次、土砂災害ハザードマップの作成に取り組む。

【土砂災害防止法に基づく指定区域数】

最終指定告示年月日：令和2年1月21日

急傾斜		土石流		地すべり		指定区域総数	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
2,467	2,320	395	359	68	0	2,930	2,679

(2) 令和2年7月25日に発生した轟峠法面崩壊事故を教訓として、二度と同じ惨禍を繰り返すことがないよう、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の指定に関わらず、自然を生かした観光施設等においては、安全管理のためのマニュアル及び気象情報に基づく立入規制基準等を定め、施設の安全管理に万全を期すものとする。

第4節 高潮予防に関する計画

台風の影響による高潮は海岸、堤防、漁港、公共施設、住家、道路、橋梁、鉄道等に甚大なる被害を与えてきた。これらの災害を未然に防止するために次により予防対策を実施するものである。

1 海岸及び堤防の改修事業

海岸及び堤防の改修は管理区分によって国、県又は市がそれぞれ行うものとする。

2 橋門、水門施設の維持管理補修

橋門、水門の点検及び故障箇所の補修を早期に実施するものとする。

3 橋門、水門の開閉

大雨、台風及び高潮の恐れがあるときは、テレビ、ラジオ、その他により河川水位及び潮位の把握に努め、適時門扉を開閉するものとする。

4 高潮潮位危険区域（海岸）

番号	危険地域			予想される事態	予想される被害程度		備考
	海岸名	区 域	延長(m)		規 模	住家(戸)	
1	船津	早見町	700	決壊、浸水	耕地 0.3ha、道路 700m		水管理・国土保全局所管 (重要水防区域)
2	東寺畠	多良見町東寺畠	200	決壊、溢水	耕地 0.5ha、道路 100m	3	" (重要水防区域)
3	元釜	多良見町元釜	700	決壊、溢水	耕地 1.0ha、道路 400m	24	" (重要水防区域)
4	舟津	多良見町黒崎	200	決壊、溢水		2	" (重要水防区域)
5	牧	小長井町牧	2,265	浸水、越波	耕地 3.3ha、道路 1,200m	10	港湾局所管 (重要水防区域)
6	井崎	小長井町井崎	893	浸水、越波	耕地 0.3ha、道路 750m	5	" (重要水防区域)
7	田結	飯盛町里・川下	880	越波	道路 880m	3	港湾局所管
8	宇良	高来町金崎	300	決壊	耕地 3.5ha	15	農村振興局所管 (重要水防区域)
9	金崎	高来町金崎	166	決壊、溢水	耕地 0.2ha	8	" (重要水防区域)
10	城崎	小長井町城崎	1,099	決壊	耕地 7.0ha	10	農村振興局所管 (重要水防区域)

番号	危険地域			予想される事態	予想される被害程度		備考
	海岸名	区域	延長(m)		規模	住家(戸)	
11	大浦	多良見町大浦	700	決壊	耕地 2.4ha	6	" (重要水防区域)
12	崎辺田	多良見町崎辺田	1,704	決壊	耕地 5.4ha	13	" (重要水防区域)
13	大崎	飯盛町大崎	800	越波、浸水	耕地 0.15ha		" (重要水防区域)
14	番屋	飯盛町池下	200	越波	道路 200m	4	水管理・国土保全局
15	唐比	森山町唐比	271	越波	家屋 21 戸	21	水産庁所管
16	有喜	有喜町	1,549	決壊・浸水	道路 2,500m	90	水産庁所管 (重要水防区域)
17	化屋	多良見町化屋	1,200	越波	道路 2,000m	200	水管理・国土保全局 (重要水防区域)
18	築切	小長井町井崎	40	決壊		2	港湾局所管

《参考》

高潮は、台風や発達した低気圧に伴う暴風と気圧の低下が主な原因となって海面が異常に上昇する現象です。台風に伴う風が沖から海岸へ向かって吹くと、海水は海岸へ吹き寄せられ「吹き寄せ効果」と呼ばれる海岸付近の海面の上昇が起こります。この場合、吹き寄せによる海面の上昇は風速の2乗に比例し、風速が2倍になれば海面上昇は4倍になります。特にV字型の湾の場合は奥ほど狭まる地形が海面上昇を助長させるように働き、湾奥ではさらに海面が高くなります。また、台風が接近し気圧が低くなると、中心付近の空気が海水を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。これを「吸い上げ効果」といい、外洋では気圧が1ヘクトパスカル(hPa)低いと海面は約1cm上昇するといわれています。

第5節 火災予防に関する計画

火災予防計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐためおおむね次に掲げる事項について実施する。

なお、諫早市においては、3市から構成される県央地域広域市町村圏組合（管理者 講早市長）に常備消防を委託しているため、各種の指導等については主に組合で行うものであるが、非常備消防との連携の必要もあり、互いがそれぞれの立場で協力して実施することとする。

1 予防査察体制の強化

消防法第4条に規定する予防査察については、消防対象物の用途等に応じ計画的に実施し、常に市内の対象物の状況を把握して、火災発生の危険のある箇所の発見に努め、これを改善させるよう指導を強化する。

2 火災警報等の発令

火災気象通報の基準

区分	基 準
火災警報	(通報区分) 概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。 (通報基準) 長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上の「強風注意報」の基準と同一とする。 なお、陸上の「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。 (通報内容及び時刻) 毎日5時頃（日本時間、以下同様）、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。 また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。

※ 長崎県知事から長崎地方気象台発表の火災気象通報を受けた時は、市長は警報を発令することができる。（消防法第22条3）

3 防火思想の普及及び火災予防の徹底

(1) 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるため、全国一斉に行われる春、秋2回の火災予防運動を、消防関係が中心となり関係機関、自主防災組織、団体等の協力のもとに実施する。

(2) 防火管理制度の運用

学校、病院、工場等、消防法第8条に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くように指導するとともに、さらに自主的に消防計画を作成し、消防訓練を実施し、

消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について十分指導する。また防火管理者及び危険物保安監督者等を対象とした講習会等を開催し、防火管理能力の向上を図るよう指導を強化する。

(3) 防火思想、知識の普及

住民に対し、火災予防及び防火知識を普及し、徹底するため、関係機関、自主防災組織、団体等と協力して、防火座談会、講習会等を開催するほか、広報車の巡回並びに広報紙の配布等により、普及徹底を関係機関と協力して行う。

4 危険物取扱いの規制

消防法で定める1類から6類までの発火性又は引火性の危険物品（石油類等）の貯蔵取扱について隨時指導取り締まりを行う。

- (1) 不良施設並びに無許可施設の早期改造の勧奨と摘発に努める。
- (2) 危険物の安全取扱いに対する取扱者の資質の向上を図る。

5 一般防火対象物の指導

- (1) 防火管理者の選任と消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練指導並びに防火思想の普及徹底
- (2) 学校、病院及び興行等に対する消防用設備等の設置とその維持管理の監督指導
- (3) 防火管理者、火元責任者の選任と、管理者、責任者に対する防火思想の普及徹底

6 消防力の強化

- (1) 消防水利の定期的検査を行い、消防法に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。
- (2) 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう、常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに機器の充実を図る。

第6節 干害予防に関する計画

近年は往々にして異常気象に見舞われる事も多く、長期間の降雨がなく、干害が発生すれば人々が生活の糧とする農業等に甚大な被害をもたらす事はもちろん、日常の生活用水ひいては飲料水まで不足する事態も予想される。このような干害を未然に防止し、またその被害を最小限度に防止するために、次により干害予防対策を実施するものである。

1 水資源保全

- (1) 本明川ダムの建設を積極的に推進し、治水と共に水資源の確保を図る。
- (2) 水資源かん養ミニダム等により、治水と共に水資源の確保を図る。
- (3) 河川の環境美化に努め、飲料水、工業用水、灌がい用水として利用促進を図る。
- (4) 場所により上水源及び灌がい用ボーリング等の対策を図る。

2 保水対策

- (1) 広葉樹林、緑地形成等保水力の向上に努める。
- (2) 公共施設等を中心に雨水利用等の地下貯水タンクの建設を推進する。
- (3) ダム、ため池等の浚渫、流入水路等の整備促進を図る。
- (4) 灌がい用水路の整備を図る。

参考

【干害】

干ばつとは長期間(*)にわたる降水量の不足によって起こる産業と生活上の災害をいう。産業（農業を除く）の被害としては、工業用水の不足による生産の低下、水力による発電力の低下とそれによる工業生産力の影響などがある。農業の被害としては灌漑用水や土壤水分の不足による農作物被害、河口付近への海水の侵入による塩害、病害虫の発生などがある。生活上の被害としては、飲料水その他生活上の用水不足による直接・間接の被害がある。

(*) 長期間とは暖候期には20日間以上の降水がなければ、統計的にも干害が発生することが多い。一方寒候期には1か月ぐらい無降水が続くことがよくあるが、ほとんど干害はおこらない。

第7節 気象伝達に関する計画

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報 の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・注意報の種類	概要
注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類	概要	
注意報 (つづき)	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

特別警報・警報・注意報の発表区域（南部）

府県予報区	1次細分区域	市町村等をまとめた地域	警報等の発表単位となる市町・地域等 (2次細分区域)
長崎県	南 部	諫早・大村地区	諫早市 大村市
		島原半島	南島原市 雲仙市 島原市
		長崎地区	長崎市 長与町 時津町
		西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)

※大雨や洪水などの警報等を発表した場合、テレビやラジオなどで放送されますが、この時、本表の「市町村等をまとめた地域名」を使って放送される場合があります。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 長崎地方気象台

諫	府県予報区	長崎県			
早	一次細分区域	南部			
市	市町村等をまとめた地域	諫早・大村地区			
警 報	大雨 (浸水) (土砂災害)	表面雨量指基準	21		
		土壤雨量指基準	188		
	洪水	流域雨量指基準	長田川流域=10.5、福田川流域=7.3、長里川流域=10.3、境川流域=12.5、小江川流域=10.6、仁反田川流域=5、東大川流域=15.5、喜々津川流域=12.2、江ノ浦川流域=12.2、半造川流域=17.3		
		複合基準*1	福田川流域=(10、5.2)、仁反田川流域=(16、3.2)、東大川流域=(10、13.9)、江ノ浦川流域=(10、10.9)、本明川流域=(18、11.3)、半造川流域(10、13.2)		
		指定河川洪水予報による基準	本明川〔裏山〕		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			外海	20m/s	
			有明海	20m/s	
			大村湾	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			外海	20m/s 雪を伴う	
			有明海	20m/s 雪を伴う	
			大村湾	20m/s 雪を伴う	
注 意 報	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm	
			山地	12時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高	外海	6.0m	
			有明海	2.5m	
			大村湾	2.5m	
	高潮	潮位	有明海側	3.5m	
			橘湾側	2.4m	
			大村湾側	1.1m	
	大雨	表面雨量指基準	13		
		土壤雨量指基準	110		
注 意 報	洪水	流域雨量指基準	長田川流域=8.4、福田川流域=5.8、長里川流域=8.2、境川流域=8.9、小江川流域=8.4、仁反田川流域=4、東大川流域=12.4、喜々津川流域=9.7、江ノ浦川流域=9.7、半造川流域=13.8		
		複合基準*1	長田川流域=(8、7.3)、福田川流域=(6、4.7)、境川流域=(10、7.1)、仁反田川流域=(6、2.9)、東大川流域=(6、12.4)、江ノ浦川流域=(6、9.7)、本明川流域=(6、10.2)、半造川流域=(6、11.9)		
		指定河川洪水予報による基準	本明川〔裏山〕		
		平均風速	陸上	10m/s	
	強風		外海	10m/s	
			有明海	10m/s	
			大村湾	10m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			外海	10m/s 雪を伴う	
			有明海	10m/s 雪を伴う	
			大村湾	10m/s 雪を伴う	
注 意 報	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm	
			山地	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高	外海	2.5m	
			有明海	1.5m	
			大村湾	1.5m	
	高潮	潮位	有明海側	3.0m	
			橘湾側	1.9m	
			大村湾側	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
記録的短時間大雨情報	濃霧	視程	陸上	100m	
			外海	500m	
			有明海	500m	
			大村湾	500m	
	乾燥	①最小湿度 45%で、実効湿度 65% ②実効湿度 60%			
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上			
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が -3℃以下			
	霜	11月 30 日までの早霜、3月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下			
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が -2℃～2℃ 湿度 90%以上			
	記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間

継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

(9) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

1km四方毎の基準値については、別添資料

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。

(10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。

(11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予

	測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。
--	--

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

5 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの府県気象情報が発表される場合がある。

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる諫早市を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

7 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

長崎県の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

8 長崎県潮位情報

大潮による高い潮位、副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。

※1 副振動：湾などで観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

9 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

10 本明川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。本明川については、長崎河川国道事務所と長崎地方気象台から共同で発表される。警戒レベル2～5に相当する。

（詳細については第3章 災害応急対策計画を参照）

11 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて市町や消防本部に伝達される。

12 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（長崎県南西部））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想さ

れる場合のものを特別警報に位置付けている。

(詳細については第2編第2章 地震災害予防対策を参照)

注) 緊急地震速報は、地震が発生してから、その揺れを検知し、解析して発表する情報である。

解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の深い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

13 津波警報等の種類とその内容

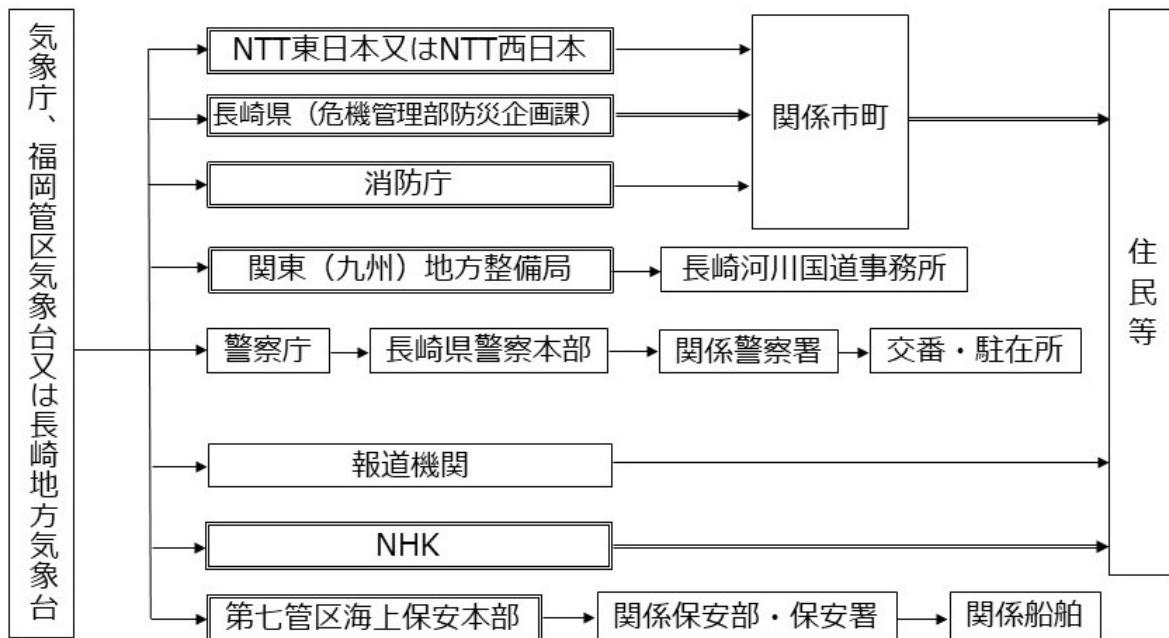
長崎地方気象台は、気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県内関係機関に伝達する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(詳細については第2編第2章 地震災害予防対策を参照)

14 火山現象に関する警報等

長崎地方気象台は、福岡管区気象台及び気象庁が発表する「雲仙岳」に関する噴火警報、噴火予報等を県内関係機関に伝達する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む雲仙市、島原市、南島原市に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

気象警報等の伝達系統図



- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに防災情報提供システム等を通じて、各関係機関へ提供。
- 注4) 携帯電話事業者による緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

気象情報等の通知を受けた市は、気象官署と十分な連絡の方法を講ずるとともに速やかに情報網を通じて一般住民に周知を図る。

(1) 市長が気象庁に通報義務を持つ事項（基本法第54条）

ア 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻や強い降雹等

イ 地震に関する事項

① 火山関係…噴火現象、噴火以外の火山性異常現象

② 地震関係…群発地震

ウ 水象に関する事項

異常潮位、異常波浪

(2) 通報項目及び手段

ア 項目

① 発生場所 ② 発生日時 ③ その他参考となる事項

イ 手段

市長から気象官署に対する通報は電話等による。ただし、火山及び地震については文書でも可。

(3) 通報の宛先気象官署

長崎地方気象台を原則とする。

気象庁、国土交通省および長崎県等が保有する雨量・河川水位等の情報を、一般住民が入手できる手段の周知を図る。

(1) 気象庁 ・インターネットで <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(2) 長崎地方気象台 ・インターネットで

<https://www.data.jma.go.jp/nagasaki-c/index.html>

(3) 国土交通省「川の防災情報」 ・インターネットで <https://www.river.go.jp>

・携帯電話で <http://i.river.go.jp>

(4) 九州防災ポータルサイト

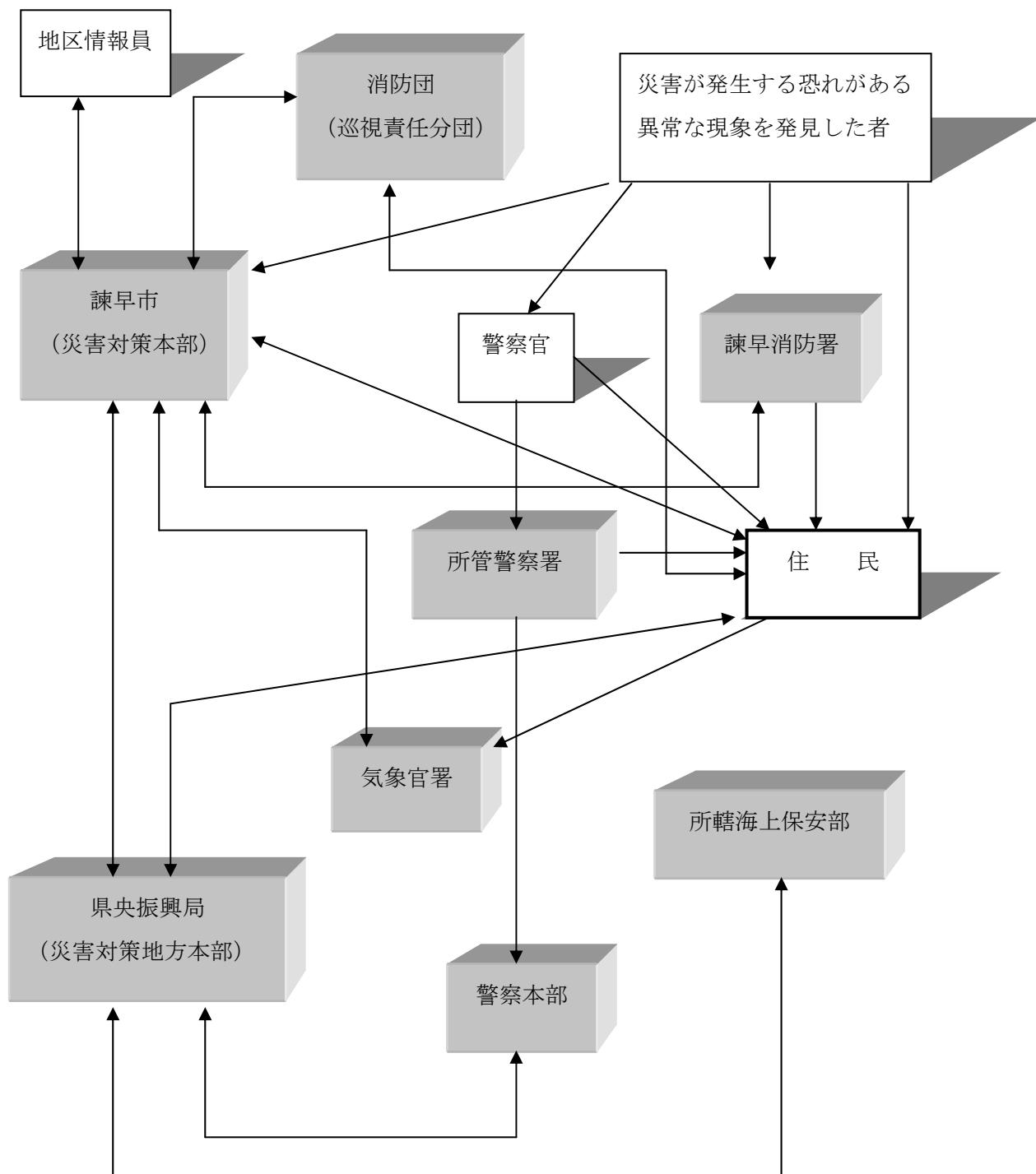
・インターネットで http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/kyusyubosai/index.html

・携帯電話で http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/m/

(5) 長崎県河川砂防情報システム

・インターネットで <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>

情 報 連 絡 系 統 図



第8節 災害通信整備に関する計画

1 災害通信網の整備

災害を未然に防止し、また災害から人命財産を守るため、各種情報の収集、伝達及び関係機関の相互連絡等が迅速確実に行われるよう、通信施設の整備と運用体制の確立を図る。

情報の収集、連絡等は原則として一般加入電話を使用するものとするが、有線通信が輻輳、途絶する場合も考えられるので、NTTの災害応急復旧用無線電話、携帯電話、防災関係機関の各種無線電話など複数の通信手段の活用体制を整備するとともに、住民に対し気象・防災に関する情報を迅速に伝達する必要がある。

同報系防災行政無線については、災害時において市民へ迅速かつ的確に情報を伝えるための中核となる一斉伝達手段であることから、第一次整備として、未整備であった諫早地域に屋外拡声子局（スピーカー）を新規に整備し、支所地域で個別に運用していた既存の設備を活かしながら本庁でも一括して運用できるように統合化するとともに、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と接続することにより、国民保護情報及び災害情報等の緊急情報を瞬時に自動で伝達するシステムを構築したところである。また、FM放送、メール配信等の媒体とも設備連携し、多様な方法で確実な情報伝達が可能となるよう整備を行ったところである。平成28年度には、第二次整備として、支所地域の既存アナログ設備等についてデジタル化等の設備更新を行い、平成29年度から市内全域においてデジタル設備による完全運用を開始したところである。

なお、移動系防災行政無線については、旧市町で整備されたアナログ設備を平成28年5月31日付で廃止したところであるが、新技術の導入や価格の低廉化など、今後の技術的動向を見極めた上で、デジタル設備について検討するものとする。当面の間は、移動系防災行政無線の代替として、高性能デジタル簡易無線等の移動通信手段を活用しながら、通信体制を確保するものとする。

2 災害通信施設

(1) 有線通信施設

ア 専用電話の新設等によって施設整備を図る。

イ 一斉送信が可能なファクシミリ（Fネット及びBIZ FAX）網の拡大を図る。

(2) 無線通信施設

防災行政無線通信施設等災害対策用無線通信施設の設置を推進し、風水害、地震等による大災害発生時にこれらの施設が機能しないことがないように、常日頃から機能の向上と維持管理に努めるとともに、その取扱いについて習熟するよう教育訓練を行うものとする。

ア 防災行政無線の整備

① 施設の災害予防措置

無線通信施設は、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる。

- (ア) 災害時には経験豊富な無線従事者を優先配置する等留意する。
- (イ) 親局は自家発電設備により常時受電回路の停電に備える。
- (ウ) 中継局及び屋外拡声子局等は蓄電池により常時受電回路の停電に備える。
- (エ) 定時放送（17時ミュージックチャイム）により全子局の一斉放送を行い、設備の正常動作を確認する。
- (オ) 全国瞬時警報システム（J—ALERT）全国一斉訓練等により自動起動の正常動作を確認する。

② 無線通信網の強化

防災行政無線は災害時における情報伝達を迅速に行い、また平時においても防災の啓発など災害予防対策に有効に活用しようとするもので、その整備に関する基本的な考え方をおおむね次のとおりである。

- (ア) 通信区域は、市内全域とする。
- (イ) 親局は、市役所本庁（危機管理課）に置き、本庁舎管理室（当直室）、各支所（地域総務課）、県央消防本部通信指令センターに遠隔制御卓を置く。
- (ウ) 非常災害時には災害対策本部（危機管理班）において、全無線局を統制する。
- (エ) 無線の管理、運用、通信方式等について、混乱のないよう規程を整備し、統一化、正常化を図る。
- (オ) 通信内容の聞き逃しや聞き取りづらさを解消するため、テレホンサービス（0120-419-009）を設置し、併せて市民へ周知徹底を図る。

③ 現行の同報系防災行政無線設備状況（平成30年2月28日現在）

(1) 諫早地域

親局・・1局、中継局・・1局、屋外拡声子局・・129局
遠隔制御卓・・2局（本庁舎管理室、県央消防本部通信指令センター）

(2) 支所地域

簡易中継局・・1局、屋外拡声子局・・237局
遠隔制御卓・・5局（各支所）

(3) その他の通信施設

- ア 災害時優先電話や簡易無線等、通信手段の多様化を図る。
- イ アにより整備した通信手段による定期的な通信訓練を実施し、不感地帯の把握や機器操作の修練に努める。
- ウ 最新の通信技術・機器について、情報収集及び調査研究に努める。
- エ 自治体間通信については、県防災行政無線（無線通信ネットワーク）を活用する。

3 気象情報の収集体制の整備

- (1) 本市の雨量の状況を把握するため、雨量計の整備をしておく。
- (2) 計測震度計・強震計により地震の情報収集を行う。
- (3) 気象庁ホームページ、国交省川の防災情報・本明川防災情報、県河川砂防情報システムなど、インターネットにより気象レーダー、雨量・河川水位情報等の最新情報の収集を行う。

4 アマチュア無線局ネットワークの整備

災害により停電、電話途絶、連絡閉塞等の非常時において迅速に広範囲の情報収集を行うため、中継局等を設ける等市内に多数点在するアマチュア無線局のネットワーク化を図り、協力態勢を確立しておく。

また、無線機器を非常通信手段として災害時に活用できるように支所、出張所へ配置するとともに、無線従事者の育成及び配備を行う。

5 災害監視ネットワークシステム

河川監視カメラシステム（23箇所）による本明川等の水位及び河川等の状況・監視や、降雨予想、台風進路などの全体的気象情報の把握などを諫早市役所災害対策本部及び危機管理課事務室で行うとともに、河川監視カメラについては、諫早消防署からも利用できるようにし、災害発生の未然防止と早期発見を図る。

また、国土交通省の映像情報共有化システムと接続（河川34箇所、道路17箇所）し、災害監視ネットワークシステムの充実を図る。

6 データ放送による情報の提供

地上デジタル放送でのデータ放送により、市が配信する災害情報を提供する。

- N B C長崎放送

7 災害協定に基づく情報の提供

- (1) コミュニティFM放送を活用した迅速かつきめ細かな情報の提供

FM諫早の電波（77.1MHz）で伝達する緊急情報について、従来のFM諫早放送局からの放送に加え、市役所サテライトスタジオ（4階防災会議室横）を整備するとともに、防災行政無線放送を自動的に放送できるよう機能強化を図り、災害対策本部から正確かつ迅速な情報を直接発信する。

また、緊急放送時に自動で電源が入る「緊急告知防災ラジオ」について、関係機関等への配布、土砂災害特別警戒区域内にある世帯などへの無償配布、希望者への有償譲渡など、市民への普及を推進し、さまざまな防災情報を確実に伝達する。

- (2) ケーブルメディアの活用

防災行政無線の音声情報及び防災メール、河川監視カメラ映像等を提供し、

諫早ケーブルメディアの自主放送番組や加入者向けスマートフォンアプリにより防災情報を伝達する。

8 被災者支援システムの活用

被災時における罹災証明の発行などの業務支援や各業務間の情報共有のため、「被災者支援システム」を活用する。

9 非常時の通信手段の確保

災害に伴う停電などにより通信手段が途絶えた場合、総務省（九州総合通信局）より移動用通信システム（衛星電話など）の貸し出しを受けて通信手段を確保する。

10 電子メール配信による情報の提供

同報系防災行政無線やコミュニティFM放送と異なり、電子メールは文字情報を提供するものであり、情報が受信した端末（携帯電話、パソコンなど）に残るため、情報の入手漏れを防ぐことができる。特に、携帯電話にあっては、普及率が高く、情報を即座に確認できるなど、災害時において最も適したプッシュ型の情報提供手段といえる。

(1) 講早市防災メール

気象情報や避難指示等の災害情報、緊急地震速報や津波警報などの緊急情報（J－A L E R T連携）、注意喚起などの防災情報を電子メールにより配信する。

市防災メールを受信するには登録を要するため、市報やホームページ等で登録方法等について周知するとともに、携帯電話販売店にも広報の協力を依頼するなど、普及に努めるものとする。

(2) 緊急速報メール

気象庁が配信する緊急地震速報や、国や自治体が配信する災害・避難情報を受信することができる、通信事業者（㈱N T T ドコモ、K D D I ㈱、ソフトバンク㈱）が提供するサービスであり、市全域の携帯電話に対し一斉にメッセージを配信することが可能である。

しかし、配信可能な内容は、生命に関わる緊急的な情報に限定されており、また、緊急速報メールを受信した際はマナーモードの場合であっても（通常とは異なる着信音で）鳴動するため、使い方を誤れば市民に大きな混乱を招くおそれがある。

緊急時に効果的な利用ができるよう、通信事業者が共同で作成する「緊急速報メール配信の手引き」及び各社の利用規約・契約約款に基づき、適正な運用を行わなければならない。

（㈱N T T ドコモにおいては、緊急速報メールは「エリアメール」と称される。）

《緊急速報メールにおける制限》

配信可能な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 ・警戒区域情報 ・津波注意報、津波警報、大津波警報 ・噴火警報（レベル4以上） ・指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報
	※津波警報、大津波警報、噴火警報は気象庁からも配信される ※緊急地震速報、特別警報は、気象庁のみ配信可能 ※国民保護に関する情報は、総務省消防庁が配信する
文字数の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・件名 15文字まで ・本文 200文字まで（㈱NTTドコモは500文字まで）
配信上の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・配信可能な項目以外の内容は配信できない (気象警報、注意喚起など) ・電話番号、メールアドレス、URLなどの連絡先情報を本文中に記載してはならない

(3) 県央消防本部災害案内メール

県央地域広域市町村圏組合（消防本部通信指令課）が運用する電子メール配信サービスで、主に県央消防本部管内（諫早市・大村市・雲仙市の一部）において火災が発生した際に、火災の発生及び鎮火情報（日時・場所・火災種別等）を電子メールにより配信する。災害案内メールを受信するには登録を要するものであるが、受信対象の市及び地区（本市においては地域ごと）については登録時に選択が可能である。

なお、消防本部や消防団員、各市消防担当については、火災発生現場への迅速な参集に資するため、登録者を限定し、メール本文に火災発生位置の地図情報URLを付した災害案内メールが別途配信される。



監視カメラ設置場所及び監視場所					
No.	設置場所	監視場所	No.	設置場所	監視場所
1	諫早市役所	周辺市街地	16	長田みのり会館	長田川
2	飯盛小島団地付近	小島川	17	本野出張所付近	本明川上流
3	高城公民館側	本明川中流	18	伊木力小学校	大村湾・伊木力川
4	国交省諫早出張所前	本明川下流	19	森山支所	本村俯瞰・仁反田川
5	西郷町亀山住宅	半造川	20	小栗ふれあい会館	小ヶ倉川
6	有喜町白鬚神社	有喜川	21	本明公民館付近	本明川上流
7	多良見喜々津川	喜々津川	22	諫早消防署	半造川
8	多良見伊木力川	伊木力川	23	天狗鼻排水機場	本明川下流
9	飯盛コミュニティ会館	江ノ浦川上流			
10	飯盛月の港会館	江ノ浦川下流			
11	飯盛結の浜	結の浜海岸			
12	森山唐比海岸	唐比海岸			
13	高来境川	境川			
14	高来干拓堤防	干拓堤防			
15	小長井船津川	船津川			

第9節 防災構造に関する計画

都市が膨張し、都市活動が活発化、複雑化するにつれ、災害による被害もまた大規模化の傾向にある。諫早市を災害に強い都市にしていくためには、都市構造そのものの防災性を高め、都市の防災構造化を進めていくことが基本である。

したがって、市街地の空間の確保と住環境の改善をめざして、従来以上に地域住民の参加や民間エネルギーの活用を図り、地域特性に応じた多面的な手法による市街地整備の施策を着実に推進していく必要がある。また、計画的な土地利用を図るため規制、誘導を行い、建築物の不燃耐震化を促進するなど、災害に強い都市をつくるために効果的な施策の展開を図っていかなければならない。

1 都市計画

(1) 土地利用計画

本市の都市計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて、都市計画区域の指定及び市街化区域及び市街化調整区域、用途地域の決定等がされている。今後、地区計画及び防火地域・準防火地域の検討を含め、都市の防災構造化を図るために避難場所周辺、避難道路側辺の建築物の不燃耐震化を推進するものとする。

(2) 土地区画整理

土地区画整理事業は、災害に強い都市基盤の整備の観点から、幹線道路、公園などの空間の確保を組み入れて、無秩序な市街地化を防止する方向で進めるものとする。

2 市街地の再開発

(1) 防災市街地再開発

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新及び防火構造化を図るため、建築物の不燃耐震化及び建築敷地の整備並びにオープンスペースの確保と公共施設の整備等を総合的に計画する。

3 オープンスペースの確保

(1) 都市公園の整備

都市公園は、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション等の機能とともに、水害、火災及び震災時における避難場所や延焼防止のオープンスペースとしての防災上果す役割は大きい。

このため、災害に強いまちづくりの一環として、防災機能の向上より安全で安心できる公園づくりを推進し、地域防災力の向上を図るものとする。

4 道路・橋梁

道路は、市民の日常生活で重要な役割を担っており、更に、災害時においては、住民の避難や防災機関の活動等の動脈として欠くことのできない都市施設であるとともに、火災の延焼を防ぐ機能を備えている。

また、橋梁も道路の一部として大きな役割を担っている。

のことから、災害に強い街づくりの一環として、道路及び橋梁の計画的整備を推進するものとする。

第10節 資機器材の整備に関する計画

災害時応急対策に必要な資機器材等を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるように、常時それらの点検整備並びに数量を確保するものとする。その種類並びに整備状況は次のとおりである。

1 物資の備蓄

災害救助法に基づく救助物資並びに日赤で備蓄する救援物資等の支援が受けられるまでの応急対策として生活用品の備蓄を推進する。

2 機器材の備蓄

- (1) 災害応急対策に必要な資機器材等を研究し、常備充実しておく。
- (2) 水防法に基づく水防資材並びに器材は、市内23ヶ所の水防倉庫に常備。

第1編第3章第21節「水防資器材備蓄状況」に掲載。

3 資機器材の備蓄状況

品名		毛布	シート	発電機	その他(本庁備蓄)
保 管 場 所 及 び 数 量	本 庁	379	520	500w : 2 900w : 2	《災害応急対策用》 ヘルメット 500個 ヘッドライト 150個 LEDライト 150個 メッシュベスト 市名入り(緑) 1,000枚 市名なし(黄) 1,000枚
	多良見	100	192		
	森山	100	130	500w : 1	
	飯盛	100	120	500w : 2	
	高来	100	240	500w : 2	
	小長井	100	103	500w : 1	
	小栗ふれあい会館	100	130	8kw : 1	《避難所対策用》 簡易ベッド 81台
	真津山出張所	100	105	16kw : 1	簡易型避難用テント 117張
	長田出張所	100	215	3.5kw : 1	間仕切り(4部屋) 80セット
	有喜出張所	50	22	16kw : 1	ジョイントマット 4,142枚
	小野体育館	100	70	3.5kw : 1	衛生マスク 7,532枚
	本野出張所	50	40	29.4kw : 1	手指消毒液(ジェル) 375本
	平山浄水場			150kw : 2 125kw : 2 80kw : 1 60kw : 7 40kw : 5 25kw : 11 5.5kw : 4 1.5kw : 3	ポリエチレン手袋 5,400双 トイレットペーパー 1,904巻 非常用トイレ処理セット 17,200セット 乳幼児用紙おむつ 2,376個 おしりふき(60枚) 96個 生理用品 3,476個 液体ミルク 192缶 使い捨て哺乳瓶 150個 大型扇風機 40台 空気清浄機 40台 ポータブル蓄電池 40台
	合計	1,379	1,887	51	

(自主防災組織等への配備)

配布先	配布団体数	発電機	投光器	備考
諫早市町内会有線放送設置団体	51団体	51台	51台	平成9年度配布
他 町内会・自治会	61団体	105台	105台	平成10年度配布
合計	112団体	156台	156台	

第11節 訓練に関する計画

訓練は、災害非常時において、災害対策関係諸機関が相互に緊密な連携を保ちながら、迅速かつ適切な救助、救援活動、避難、水防作業等を円滑に実施して有事即応の態勢を備えようとするものであって、次の諸訓練を行う。

1 総合防災訓練

(1) 訓練参加機関（順不同）

諫早市、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所、長崎地方気象台、陸上自衛隊大村駐屯地、海上自衛隊大村航空隊第22航空群、長崎県県央振興局、長崎県警諫早警察署、長崎県防災航空隊、諫早医師会、県央地域広域市町村圏組合諫早消防署、諫早市消防団、諫早ハムクラブ、日本赤十字社長崎県支部、その他の機関、団体

(2) 訓練内容

- A 水防訓練
- B 消防訓練
- C 避難訓練
- D 非常無線通信訓練
- E ヘリ偵察訓練
- F 医療救助訓練
- G 応急復旧訓練

2 水防訓練

水防作業は、暴風雨下にしかも夜間に行うような場合が多いので、主として次の事項について訓練を実施し、訓練の方法は1の総合防災訓練又は単独に行う。

訓練内容

- A 観測訓練
- B 通報訓練
- C 動員訓練
- D 輸送訓練
- E 工法訓練
- F 橋門等の開閉操作訓練
- G 避難訓練
- H 架橋訓練
- I 偵察訓練
- J 救出訓練
- K その他

3 消防訓練

消防訓練は、消防組織法の目的に沿う訓練方針を定め着眼点をおいて実施するので、教育訓練、実施訓練に分類する。

消防訓練計画は、自主的訓練と地域的に行う総合訓練とに区分する。

(1) 自主的訓練

- ア 非常招集訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ その他

(2) 総合訓練

- ア 応援出動訓練
- イ 通信、情報、連絡訓練
- ウ 避難、救助訓練

（訓練項目）

- A 消防用機械器具操法訓練
- B 消防用機関運用訓練
- C ポンプ操法
- D 操縦訓練
- E 非常招集訓練
- F 人命救助訓練
- G 飛火警戒訓練
- H 通信連絡訓練
- I 破壊消防訓練
- J 出動訓練
- K その他

4 避難訓練

避難訓練は、避難指示、避難所開設等の計画樹立及び実施については、警察と協力し避難誘導訓練を実施する。

5 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果をあげられるよう、平素から計画する非常無線通信訓練に基づき総合防災訓練及び各個訓練を定期及び隨時に実施する。

第12節 防災知識に関する計画

市職員及び一般市民に対する災害応急対策等に関する防災知識の普及について、次のとおり定める。

1 市職員等に対する防災教育

(1) 諫早市地域防災計画書その他必要な資料の配布等により、防災に関する計画についての基礎的知識と技術の向上を図るとともに気象、地震、火災に関する研修会、講演会、研究会等に努めて職員を出席させ、基礎的知識の習得を図るものとする。また、映画、スライド等により防災に関する関心を高めることとする。

(2) 防災大学の設置

ア 目的

消防防災の知識及び技術の習得と実践活動を行うとともに、消防団員等の活動を研修することにより消火・防災に対する意識の向上、ボランティア精神のかん養及び地域社会への参加意識の高揚を図ることを目的とする。

イ 研修対象職員

平成2年度の新規採用から対象とする。

ウ 研修期間

本大学の研修期間は3年間とする。

2 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災意識の高揚を図るため、下記の防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及の方法

ア 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育において防災関係の事項をとりあげるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災知識の普及に努める。

社会教育においては、PTA、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

① 市広報紙による普及

② 新聞、ラジオ、テレビによる防災知識の普及

③ エフエム放送、ケーブルテレビによる市政広報

④ 印刷物による普及

⑤ 図画、作文等の募集による普及

ウ 支所及び出張所等を通じての普及

必要に応じ防災訓練等を実施して、防災知識の普及に努める。

エ 「防災マップ」の作成の推進

自治会または自主防災組織、学校区等を単位として、それぞれの地域の地理的特性や想定される災害の種類及び規模に応じた、地域にあったきめ細かな「防災マップ」の作成に取り組む。

(2) 広報の内容

防災知識の普及に当たっては、おおむね次のとおりとする。

- ア 防災気象に関する知識
- イ 災害発生原因についての知識
- ウ 居住地周辺の状況に応じた防災知識
- エ 危険物に関する知識
- オ 市地域防災計画書の概要
- カ 災害時の心得

(3) 災害の伝承

過去の大きな災害で得られた体験や情報を教訓として伝承し、想定される災害に対応できるように防災意識の普及に努める。

第13節 自主防災組織の育成に関する計画

本市及び他の防災機関と協力して防災活動を効果的に行うため、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図ることにより防災意識、近隣互助の精神等の高揚を図るものである。

1 構成単位

町内会、自治会等を単位として自主防災組織を育成するものとする。

特に、洪水、地すべり、がけ崩れ等の危険が予想される地区を重点に育成するものとする。

2 活動

自主防災組織の活動は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害予防に関すること
- (3) 避難行動要支援者の把握、避難に関すること
- (4) 災害時における情報の収集及び伝達、救出、救護、避難誘導等に関すること
- (5) 火災発生時における初期消火活動に関すること
- (6) 防災訓練の実施に関すること
- (7) 防災資機材の備蓄に関すること
- (8) 災害発生時における火気使用器具等の取扱いに関すること
- (9) その他目的達成に必要なこと

3 育成事業

- (1) 自主防災活動に必要な資機材整備の推進を図る。
- (2) 防災訓練の実施を推進する。
- (3) 自主防災組織の指導者を育成するためのリーダー研修会を行う。
- (4) 地域の防災リーダーとなる防災士資格取得支援を行う。
- (5) 自主避難所の開設・運営に必要な支援を行う。

第14節 災害ボランティア育成に関する計画

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果す。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進するものである。

1 市における連携体制

大規模災害時におけるボランティア活動の環境整備を図るため、各支部・班において、平常時からボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

2 市による環境整備

大規模災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、以下に例示する取組みに努める。

(1) ボランティアの事前登録、教育・訓練等

日本赤十字社長崎県支部、その他のボランティア関係協力団体と連携し、ボランティア登録の円滑化を図り、ボランティアの教育・訓練、調整等を行う。

(2) ボランティアコーディネーター等の養成

ボランティアコーディネーター等の養成を行い、災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施する。

(3) ボランティア活動保険制度の周知

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

(4) 研修に対する講師の派遣等への協力

ボランティアが自主的に行う研修に対して、講師の派遣など協力を行う。

第15節 災害時避難行動要支援者対策に関する計画

避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項）の「自助」と地域の支えあいによる「共助」を基本として、災害時の避難行動要支援者の支援を迅速、かつ、的確に行うため、避難行動要支援者の状況の把握、情報の共有の方法、情報伝達や避難支援体制の整備を図り、避難行動要支援者が地域の中で安心・安全に暮らすことができる地域づくりの推進を目指す。

このため、「諫早市災害時要援護者避難支援プラン」を避難行動要支援者の全体計画とし、同プランに基づく「要援護者台帳」を、災害対策基本法第49条の10第1項の「避難行動要支援者名簿」に位置づける。

また、「要援護者台帳個人票」を、同法第49条の14第1項の「個別避難計画」に位置づける。

1 避難支援等関係者となる者

民生委員・児童委員、諫早市社会福祉協議会、諫早警察署、諫早消防署、自治会、消防団、地域包括支援センター、諫早市上下水道局、日本郵便（株）、九州電力（株）、九州電力送配電（株）、九州ガス（株）

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下のいずれかの要件に該当する方であって、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を要する方

- ひとり暮らしの高齢者
- 高齢者のみの世帯の高齢者
- 昼間高齢者のみの世帯の高齢者
- 身体障害のある人（身体障害者手帳1・2・3級）
- 知的障害のある人（療育手帳A1、A2）
- 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳1・2級）
- 介護保険の要支援及び要介護の認定者
- その他、災害時に災害情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を必要とする人

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿に必要な個人情報は下記のとおりとし、手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式により把握する。

- 氏名（ふりがな、生年月日、性別）
- 住所（方書）
- 身体の状況（言語、視力、聴力、生活状況）
- 世帯の状況（同居家族）

- 連絡先（自宅電話、FAX、携帯電話、携帯メールアドレス、Eメールアドレス）
- 緊急連絡先（氏名、住所、連絡先）
- 見守りネットワーク協力員（氏名、住所、連絡先）
- その他の支援に必要な事項（避難所、障害の有無など）

4 名簿の更新に関する事項

市は、毎月、避難行動要支援者名簿の情報と、住民基本台帳はじめ市が保有する情報を突合するとともに、毎年、定期的に実態調査を行うことにより名簿を更新し、避難行動要支援者の同意に基づき、必要な情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者情報の管理や避難支援等関係者への提供にあたって、市は、諫早市個人情報保護条例を遵守して適切に行うとともに、関係機関に対しては、情報提供の際に誓約書や協定書などを取り交わし、避難行動要支援者情報の漏えい防止のため適切な管理を求ることとする。

6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

災害警戒本部及び災害対策本部は、防災情報等により災害発生が予測される場合には、避難指示に先駆け、避難行動要支援者が安全に避難できる段階で、高齢者等避難を発表する。避難指示等を発令した場合は、様々な手段を活用し、避難行動要支援者、避難支援等関係者及び自主防災組織に伝達を行い、早期の避難を促す。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

また、避難支援等関係者は、自らが可能な範囲で避難支援を行うものであり、平常時から避難行動要支援者に対し、災害の状況によっては避難支援ができない可能性もあることについて理解してもらうよう努めるものとする。

第16節 警戒避難体制の確立に関する計画

地区住民に対し、土砂災害警戒区域等、避難所、避難方法等を周知徹底するなど警戒体制の整備を図る。

1 災害危険箇所等の周知

諫早市地域防災計画に、風水害及び土砂災害警戒区域及び警備体制、災害危険箇所、避難所、避難方法等を掲載するとともに、これらの情報を地区公民館パンフレット、防災マップ等により地域住民に周知を図る。

2 危険箇所の通報

住民は、日頃から地域ぐるみで居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市長に通報する。

3 風水害及び土砂災害等警戒区域及び警備体制

人家等に被害を与える恐れがある危険箇所がある地区を、風水害及び土砂災害等警戒区域として指定し、地区ごとに避難場所、連絡先、警備区分、過去の災害記録等を含めた避難計画を作成するほか、常時危険箇所の実態把握に努める。

4 予報、警報、避難の指示等の伝達

収集又は観測した気象情報及び避難指示等の防災情報を関係者による直接口頭又はファックス、拡声器、サイレン、鐘、広報車、地域密着媒体（エフエム放送、ケーブルテレビ、防災行政無線）等により、対象地区の住民に対し迅速かつ正確に伝える。

5 地域ぐるみの避難体制の確立

住民の避難は、自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努めるものとする。そのため、積極的に自主防災組織の育成・強化に努める。

6 避難路、避難場所の安全性の確保

避難路、避難場所の選定に当たっては、次の点に留意し、その安全性の確保に努める。

- (1) 避難の途中で災害に遭うことがないよう、危険箇所を避けるなど安全性を十分確認した避難路を選定しておくよう、あらかじめ住民に対し指導を行う。
- (2) 関係機関（他の道路管理者、警察等）と連携をとり、災害時の避難路となる幹線道路の違法駐車の指導取締り等を実施するとともに、道路交通環境の点検を行い、災害時の避難路の安全確保に努める。
- (3) 避難所は、危険箇所及びその周辺を避けるとともに、避難所までの距離、避難所の建物の

構造等十分検討し、安全性及び利便性を配慮し選定する。

7 防災点検及び避難訓練

毎年出水期（梅雨期、台風期）前に、防災関係機関及び自主防災組織等と十分連携をとりながら、防災点検及び避難訓練を実施するよう努める。防災点検については、関係防災機関に通知するとともに、防災工事が必要な箇所については、直ちに所管する機関等に要請する。

第17節 水防災減災対策に関する計画

全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するために「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築を図り、「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築を図る。

1 大規模氾濫減災協議会の創設

目的：減災の為の目標を共有し、ハード対策・ソフト対策を一体的計画的に推進する。

○「本明川流域減災対策協議会」平成28年5月28日設立

(令和3年度から令和7年度までの5ヶ年取り組み)

令和2年度までの取り組みに続き、新たに5年間の取組方針を作成し、「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

構成員：諫早市、国土交通省長崎河川国道事務所、長崎県、長崎地方気象台

○「長崎県管理河川流域減災対策協議会」平成29年6月5日に設立

「長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会」平成30年3月23日移行

(令和4年度以降の取り組み)

令和3年度までの取り組みに続き、地域治水協議会の設置状況を踏まえ、今後の取組方針を作成し、防災・減災の取り組みを継続的に推進していく。

構成員：諫早市、県内管理河川が存する19市町、長崎地方気象台、長崎県

2 「本明川水害タイムラインに基づく意思決定グループ連携に関する協定」

令和3年5月28日に締結

協定に基づき、関係機関が連携して事前防災行動を迅速かつ的確に行うことにより、住民の円滑な避難誘導・被害軽減を図る。

構成員：諫早市、九州地方整備局長崎河川国道事務所、長崎県央振興局、長崎地方気象台

3 ハザードマップの作成

水防法第14条に基づき、洪水浸水想定区域に指定された河川の区域については、順次、洪水ハザードマップの作成に取り組む。

第18節 防災行動計画（タイムライン）による防災力向上に関する計画

「タイムライン」とは、防災行動を担当する機関・部署が、災害による被害を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」に着目して、防災行動を時系列で整理した計画である。

タイムラインを策定し、防災行動を迅速に実施する社会の構築を目指し、これにより、被害の最小化を図るものである。

水害対応タイムラインの種類と概要

種 別	領 域	概 要	実施主体
流域タイムライン	河川流域	流域内の市区町村及び関係機関が対応すべき行動を計画したもの	地方整備局 地方事務所
市区町村タイムライン (多機関連携)	市区町村	市区町村及び関係機関が対応すべき行動を計画したもの	市区町村
コミュニティタイム ライン	地 区	自治会等が対応すべき行動を計画したもの	自治会 自主防災組織
マイタイムライン	個人・家 族	個人、家族単位でとるべき行動を計画したもの	個人・家族

1 「本明川水害タイムライン」の本格運用

令和3年5月28日、「本明川水害タイムラインに基づく意思決定グループ連携に関する協定」を締結し、本市主導で運用開始

関係機関：気象庁長崎地方気象台、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所、長崎県、陸上自衛隊第16普通科連隊、長崎県警察、(株)NTT フィールドテクノ九州支店、九州旅客鉄道(株)、九州電力送配電(株)、長崎県交通局、諫早医師会、九州ガス(株)、島原鉄道(株)、諫早ケーブルメディア(株)、(株)エフエム諫早、諫早市社会福祉協議会、諫早市民生委員児童委員協議会連合会、諫早市自治会連合会、諫早市連合婦人会、県央地域広域市町村圏組合、諫早市消防団、長崎県建設業協会諫早支部

2 タイムライン防災・全国ネットワーク国民会議への参画

令和4年5月10日に発足した「タイムライン防災・全国ネットワーク国民会議」に参画し、全国のタイムライン防災に取り組む国の機関、都道府県市区町村等と取り組みの共有を進め、タイムライン防災をより多くの地域住民に広げていくことで、災害から命を守る防災意識社会の構築を目指す。